



# 市町村の職員数

## 【概要】

- 市町村の職員定数は条例で定めることとなっており（地方自治法第172条第3項）、各市町村は、業務量に見合った適正な職員数となるよう、計画的な「定員管理」を行うことが求められています。
- 特に近年では、民間委託や指定管理者制度の導入など、業務の効率化による定員適正化に努めています。
- 毎年、総務省による『定員管理調査』が行われ、全国の地方公共団体の職員数や、各地方公共団体が参考とすべき平均値等が公表されています。
- 県内市町の定員管理調査結果については、下記を御覧ください。  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a02/pref/shichouson/jinjigyousei/01.html>

市町村課行政担当

TEL 028-623-2120